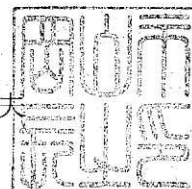


岡山市告示第 266 号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成30年3月28日岡山市告示第260号により指定した区域について一部解除する。

令和 5年 4月 7 日

岡山市長 大 森 雅 夫



1 指定を解除する形質変更時要届出区域

岡山市中区江並字拾貳割428番17の一部（別図のとおり）

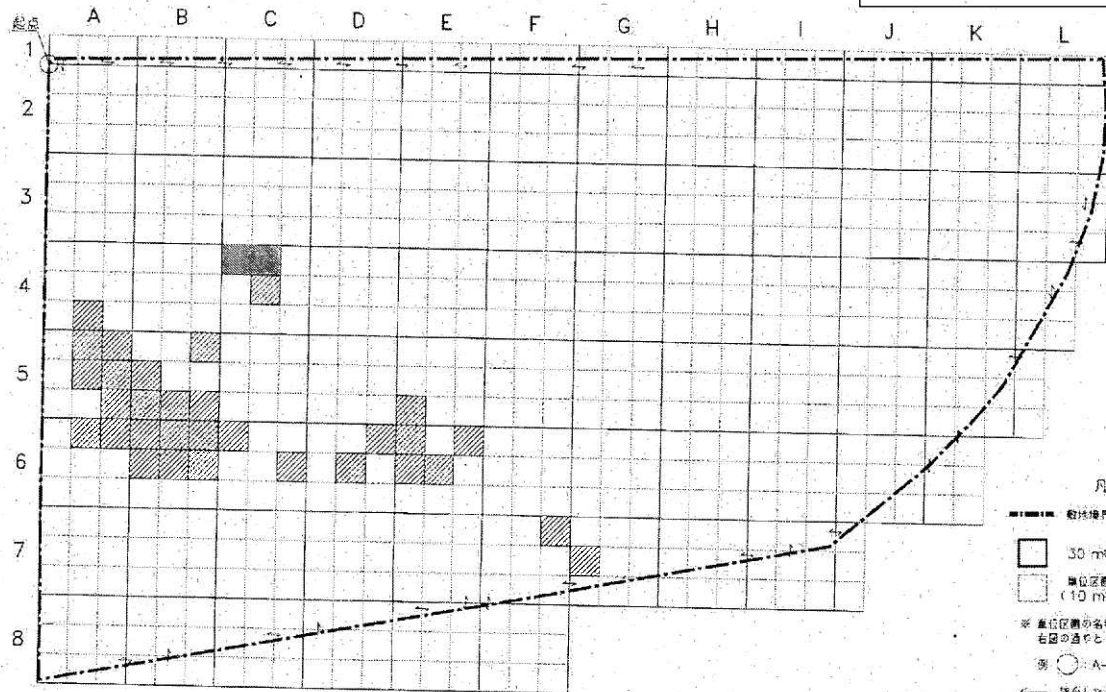
2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

【起点】  
 起点は岡山市中区江並字拾貳割428番17  
 の最北端とする。



- 凡例
- 假想境界線
  - 30 m格子
  - 単位区画 (10 m格子)
  - ※ 単位区画の名称は右図の通りとします。
  - 例 ○ : A-1-5
  - ← 該当した単位区画
  - ▨ 土壤調査実施済不適合
  - ▩ 指定を解除した区画
- TN: 真北  
 新庁舎: 6257
- |   |   |   |
|---|---|---|
| A |   |   |
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |

